

令和３年度山形県公共調達評議委員会第１回会議（書面開催）審議概要

令和４年３月１４日に開催を予定していた令和３年度山形県公共調達評議委員会第１回会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、書面開催となりました。

- １ 公共調達評議委員会委員名簿 別添のとおり（７名）
- ２ 書面開催に係る資料 別添のとおり
 - （１）建設工事関連
 - 資料１：入札契約制度の見直し（建設工事及び建設工事関連業務委託）について
 - 資料２：令和３年度の主な改善の取組
 - （２）物品・役務関連
 - 資料３：「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について
- ３ 委員からの意見聴取期間
令和４年３月１５日から令和４年３月２３日
- ４ 委員の意見及び県の方針の回答 別添のとおり
令和４年３月２８日（委員からの意見聴取を踏まえ資料１を修正）
- ５ 委員からの議事内容に関する認否
令和４年３月２８日から令和４年３月３１日

結果 承認する 7 名 承認しない 0 名

以上のとおり承認された。

令和３年度山形県公共調達評議委員会第１回会議の書面開催に係る審議の内容
○資料１ 入札契約制度の見直し(建設工事及び建設工事関連業務委託)

【項目１ ICT普及モデル工事(仮称)の実施について】

委員	ICT施工の普及拡大は望ましいとは思いますが、県内の中小規模の業者にとっては導入コストの負担が大きいのではないかと。導入のための県の支援はどのようなものがあるのか。 導入のための従来の技術者のスキル保持、向上のための方策のようなものはあるのか。 県内の無線通信環境はどうなっているのか。
県	国土交通省の補助金制度や融資制度、法人税（国）の減免、低利融資制度等の助成制度があることから、事業者への情報発信を強化していく。 東北の建設関連団体や発注機関で構成する東北土木技術人材育成協議会と連携し、座学と実習を組み合わせた技術講習会を山形県内で開催するなど、研修機会の充実に努めたい。 ICT施工は衛星による電波が受信できない場合であっても、トータルステーションで代用するなど、現場環境に応じた施工が可能になっている。
委員	ICT施工は、人口減少による人材不足を補うためにも積極的に取り組んでもらいたい。 ICT建機を持てる事業者と持てない事業者がいると思うので、公平に、より多くの事業者に普及できるように取り組んでもらいたい。
県	ICT施工については、工事施工の効率化、省力化、工期の短縮等様々な効果が期待できるうえ、建設業界にとっても、今後の担い手不足や時間外規制等の様々な課題に対応するうえで必要不可欠なものと考えており積極的に取り組んでいく。 ICTモデル工事の実施により、施工件数を増やすことで、建設業者のICT施工に対応するための投資意欲の向上を図って行きたいと考えている。
委員	ICT技術の導入促進が期待できるので「賛成」する。 ICT工事においては、出来形管理などのICTノウハウを持たない受注者は、管理部分を外注せざるを得なく、現状の経費の積算では外注費をまかなえない状況にある。 また、施行者希望型で発注が行われても、経費の課題から結局は従来工法での施工となり、ICT技術の導入が進まない現状である。 安全対策、生産性向上や働き方改革の推進を図るためにも、ICT工事の導入促進が不可欠であり、小規模工事における積算の改善のほか、地域建設業が意欲的に取組めるような仕組み作りに取組んでいただきたい。 出来形管理、データ納品に係る経費を設計計上することに加えて、発注者指定工事を量的に拡大し、ICT技術の導入を促進していただきたい。 なお、ICT工事では、出来形管理から施工履歴管理への移行など、従来の施工管理や出来形管理の常識が変わりつつあることから、これまでの観点にとらわれず、完成検査時の図書や検査方法などの見直しについても取組まれるようお願いしたい。
委員	山形県の事業者で普及が進まない要因を詳細に調べて意見を聞いて、各事業者が現実的に段階的に普及を進める事ができるようなモデルにしてもらいたい。（モデルだけで終わることの無いように。）

県	ICT施工の普及には二つの課題がある。一つ目は、県が発注するICT工事の件数が少ないこと、二つ目は、比較的小規模な工事ではICTの出来形管理等に係る費用が実態と合わないことである。 一つめの課題について、一定の金額・規模を超える工事については、受注者希望型の発注を原則とし、発注者指定型の工事も段階的に増やしていく事としている。発注件数を増やすためには、比較的小規模な工事においても取組を進める必要があり、二つ目の課題への対応が必要となる。 二つ目の課題については、受注者が提出する見積書を基に出来形管理等に係る費用を設計計上するモデル工事により対応していきたい。今年7月から取組を開始したいと考えている。 なお、ICT工事の検査等については、国の考え方に準拠していることから、検査等の課題については、会議等の機会を捉えて国に改善を求めていきたいと考えている。
---	--

【項目2 低入札価格調査における失格数値基準の見直しについて】

委員	山形県では、何故失格数値基準が低く設定されているのか。 受注環境が厳しいからか。 数値基準を引き上げた場合、県内業者の受注拡大に影響はないか。
県	失格数値基準には全国的な標準モデルがなく、各団体が独自の考え方で設定してきた経緯があるため、団体間の隔たりが生じたものと考えている。 本県において、平成20年度に失格数値基準を導入した背景には、建設工事・業務委託とも極端な低価格による入札が多発し、品質の低下、下請・資材業者へのしわ寄せ、労働者賃金の減少といった悪影響が懸念される状況があった。 平成20年頃の県内の建設投資額はピークの平成8年度の3分の1近くの水準となっていたため、競争が激化し、大変厳しい受注環境にあったものと考えている。 見直し後の失格数値基準（工事）は82.3%程度の水準ですが、令和2年度発注における県内業者の最も低い落札率は89.1%（県土整備部）のため、県内業者が受注する上でのデメリットは生じないものと考えている。
委員	失格数値基準を引き上げることにより、ダンピング防止になるのでとても良い。
県	県としても、ダンピング受注の排除の実効性を確保することにより、品質の確保及び企業の適切な利潤確保、労働者の処遇の改善に繋がるものと期待している。
委員	工事目的物の品質確保、労働者の処遇、企業の適切な利潤確保とともに、受発注者の事務負担の軽減につながるので「賛成」する。 山形県は、これまで先進的にダンピング対策に取組まれ、当局の英断により低入札調査価格については全国屈指の水準を確保されてきた。 国土交通省は、令和4年2月24日に低入札価格調査基準の算定式の改定を行い、一般管理費を「最近の諸経費動向調査の結果及び、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮」し、乗算係数を0.55から0.68に引き上げることとなった。これにより、山形県の現行乗算係数（0.65）が国より低くなることから、これまで同様に国の水準を上回るよう早期の引き上げに取り組んでもらいたい。

県	今般の国の低入札価格調査基準（一般管理費）の改定については、これを適用してもなお国の水準（92%程度）を本県の調査基準価格の水準（93%程度）が上回っている状況である。 今後の入札の実施状況を注視しながら、競争性と工事品質の確保の観点から制度の運用を考えていく。
---	---

【項目3 総合評価における成績評定による評価方法の見直しについて】

委員	評価方法の見直しは合理的だと思う。
委員	業務の種類ごとの評価になることから、対象件数が少なくなるため、建設工事と同様に対象年数を2年から5年に見直しをお願いしたい。 技術者評価の技術者のCPD（継続教育）の評価が、業務の種類ごとになっていない。（補償コンサルの業務において、建設コンサルのCPDが評価される。）業務の種類ごとのCPDを評価するよう見直しをお願いしたい。
県	今回の業種区分毎の成績評定の採用に併せて、対象年数の2年から5年への見直しに向け、4年度は3年、5年度は4年、6年度から5年とする段階的な見直しを含め検討を行う。なお、業務区分の適正化については、研修等を通じて発注担当者に周知していく。 現在、ガイドラインに継続教育（CPD）団体名を掲載し、いずれか一つの団体が発行するCPD証明資料を評価の対象としている。 部門毎に評価するためには、掲載しているCPD団体を部門毎に分類する必要があるが、部門毎に関連するCPD団体を分類することが難しいと考えており、今後、業界との意見交換を行いながら可能性を探ってまいりたいと考えている。
委員	区分して評価するようになるのは評価できるが、区分内容が現実と乖離する事のないように現場の意見を聞いて進めていってもらいたい。
県	区分内容が現実と乖離することのないよう、意見を聞きながら進めていく。

【項目4 業務委託における一般競争入札〔総合評価落札方式〕の活用について】

委員	従来の総合評価は廃止するのか。 併用であれば、地域精通企業評価型の総合評価は、すべての業種で試行するのか。発注者が選択できるようにするのか。
県	地域精通企業評価型は地域に精通した企業の育成や県発注業務の受注実績の少ない企業が入札に参加しやすくするため、従来の総合評価と併用し実施するものである。 本形式は特定の業種に限定するものではないが、主に大手の企業を対象とする難易度の高い業務ではなく、県内企業を対象とした業務を対象とする。 また、本形式は総合評価落札方式（簡易型）で県内業者を対象として公告を行う業務において、指定する7ブロックへの本店所在地の有無による評価を行うもので、2つ以上の管内を跨ぐ地域要件を設定する場合に発注者が選択し活用するものと考えている。
委員	地域精通企業評価型を導入することはとても良い。しかし、大きな事業者ほど、良くボランティア活動をやっているが、中小事業者は見えないところで地域貢献しているので、しっかり評価してもらいたい。

県	多くの企業が様々なボランティア活動に取り組まれているが、建設工事又は関連業務委託における総合評価落札方式の評価対象としては、工事の品質確保や円滑な業務実施に資する自然的・社会的条件の熟知に繋がる社会資本の維持管理に関連するものに限定させていただいている。
---	---

【項目5 労働環境の改善に向けた建設キャリアアップシステムの活用について】

委員	山形県では登録技能者数、登録業者数ともに全国より普及が進んでいない様ですが何か理由はあるのか。 成績評定において加点する者のも一つの方法で賛成だが、普及のためのサポート体制はあるのか。
委員	先般、中央建設業審議会でも議論されたテーマであるので、国の動きを注視しつつ、適切な対応をお願いしたい。
委員	工事成績評定において建設キャリアアップシステム活用を評価することは、時期尚早であり「反対」する。 建設キャリアアップシステムは技能労働者のキャリアを登録し、それに見合った処遇改善につなげようとするものだが、当協会の会員企業は、自社はもちろん協力会社等で働く技能労働者の経験、資格のみならず、長年の働きぶりや人間性なども掌握し、それに見合った処遇や待遇を行っており、全国的に展開する、いわゆる大手ゼネコンの下で就労する技能労働者の雇用関係とは大きく異なる。 仕事に従事するためのシステム登録や現場入退場時の費用など、通常他の業界では考えられない企業や技能労働者に負担を強いることから、かえって人材流出につながるのではないかと考えている。 キャリアアップシステムについては、現実に技能労働者の処遇改善等は期待できない。キャリアアップシステムの活用前に、技能労働者が賃金の高い首都圏等の都市部に流出しないような取組み、環境整備が必要であり、提案の制度導入には反対する。
委員	現状において普及が地域や分野で差が見られる原因をきちんと把握し、インセンティブで無理に進めさせることのないようにして欲しい。
県	建設キャリアアップシステムが地方の建設業にマッチした制度設計ではなく、事業者の費用負担や使い勝手など多くの面で課題があることは、御指摘のとおりと考える。 一方、県入札参加資格者名簿の登載企業では土木一式Aランクの4割が同システムに登録するなど一定の普及状況にあるものの、令和2年1月以降、外国人労働者の受け入れには同システムの登録が義務付けられ、また、国土交通省においては、令和5年1月から経営事項審査において同システムの現場導入を評価する改正を検討しているなど、同システムへの対応の遅れが、事業者の競争力に影響を及ぼす可能性が高まっている。 あくまでも任意登録の制度であるため、インセンティブとしては事実上の義務付けとなるような制度は好ましくないと考え、他都道府県と比較しても最も緩やかな工事成績による評価の制度を提案させていただいたが、時期尚早との御指摘があったことから、令和4年度改善案からは取り下げさせていただきたい。 なお、地域や分野によって差が大きい原因は、国が行う直轄事業や県外の工事に参加する機会の有無が影響しているものと推察しているが、更なる実態把握に努めていく。

【その他の意見】週休2日工事の試行に係る意見・提案

委員	建設業における働き方改革として、公共工事の一斉休業日の設定など、週休2日制の推進に国や県と連携して取組んできたことにより、週休2日制に移行する会員企業が増えている。 令和3年5月から山形県発注の公共工事では、発注者指定型以外の全ての工事でも、受注者が希望すれば週休2日確保工事にできる取組み（受注者希望型）が試行されている。また、工事の工期についても、ほぼ全ての工事で週休2日を確保できる日数で算定が行われている。 このように、週休2日制の環境整備が着実に進められているが、受注者希望型は浸透度が低いので、山形県発注の公共工事については、基本的に全ての工事を週休2日確保工事として発注することを提案したい。
県	週休2日を実現するためには、適切な工期設定が必要であることから、令和2年度より工期設定支援システムを活用し、週休2日や雨天時等の不稼働日等を考慮した適切な工期設定での発注を原則としており、工期や工程に制約の少ない工事（災害復旧工事等、早急に対応すべき工事は除く）は発注者指定型か受注者希望型のいずれかで発注することとしている。 浸透度の低い受注者希望型の仕組みを含め、受発注者双方への周知を行い、週休2日制の推進に努めていく。

○資料2 令和3年度の主な改善の取組状況について(建設工事及び建設工事関連業務委託)

【項目1 総合評価落札方式における「地域精通企業評価型」の実施について】

委員	地域により実施件数にムラがある様なので、全県で積極的に取り組んでもらいたい。
県	令和3年度は、取組件数の地域毎のバラつきが大きいことから、令和4年度は取組み状況を共有しながら試行工事を継続して参りたいと考えている。
委員	災害発生時の対応などのため、その地域に精通した建設業者を育成することを目的に、今年度から導入された制度であると理解しており、その運用にあたっては、導入目的を踏まえ小規模な工事のみでの試行をお願いしたい。
県	適用規模等は設けていないが、導入の目的を考慮し各発注部署の判断により、適正な範囲で実施することとしている。 発注にあたって、導入の主旨を含め発注担当部署への周知を行っていく。

【項目2 地すべり調査業務における共同設計方式の実施について】

県	令和4年度も引き続き地元企業の育成の取組として実施していきたいと考えている。
---	--

【項目3 地質調査業務における総合評価落札方式の実施について】

委員	特定企業の優位性が見られることから、継続するのであれば評価項目の見直しをお願いしたい。
委員	公共工事品質確保法の趣旨に沿った対応ということで理解した。事後検証等、適切な対応をお願いしたい。
県	特定企業の優位性については、「地域精通企業評価型」や成績評定の業務の種類ごとの評価の導入により一定の効果が得られるものと考えているが、引き続き状況を注視していく。

○資料3 「山形県物品及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について

【項目 今年度の主な取組状況について】の意見

委員	今年度、山形県と山形県印刷工業組合の共催で「知的財産権」の研修を行い、知的財産権を周知でき大変良かった。 印刷物の原価率は概ね70%であり、持続可能な社会を目指すのであれば、最低制限価格（予定価格の70%）は低い。予定価格の80%を望む。
県	定対象契約における落札率の妥当性や設定対象外契約における落札率の動向、品質低下の有無などさまざまな観点から検証を行い、現行制度は経済合理性よりも契約の確実な履行や品質の確保を優先すべき範囲において適切に運用されているものと考えているが、引き続き状況を注視していく。

【項目 今後の取組(案)について】の意見

委員	山形県公共調達基本条例において、競争入札の促進は分かるが、その反面中小企業者に関する国等の契約の基本方針にはダンピング防止が掲げられている。この2つのバランスをとることは大変難しいと思うが、物価上昇・賃金上昇を確実にを行うためには、最低制限価格の引き上げと予定価格30万円未満の印刷物にも最低制限価格制度を導入してもらいたい。
県	設定対象契約における落札率の妥当性や設定対象外契約における落札率の動向、品質低下の有無などさまざまな観点から検証を行い、現行制度は経済合理性よりも契約の確実な履行や品質の確保を優先すべき範囲において適切に運用されているものと考えているが、引き続き状況を注視していく。なお、資材価格の上昇等については、最新の物価資料などを参考に、適切に予定価格に反映させていく。